

最高裁秘書第1441号

平成31年3月26日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

1月21日付け（同月22日受付、最高裁秘書第354号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

全国の実務修習地から送付された、71期司法修習生に関する、罷免、修習の停止、戒告の該当事由及び非違行為の報告

2 開示しないこととした理由

1の文書には、個人識別情報及び公にすると今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、この文書は、全体として行政機関情報公開法第5条第1号及び第6号ニに定める不開示情報に相当することから、開示しないこととした。

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）